

2013年6月24日 269号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp

各党の参議院選挙の「憲法」についての公約(その2)

自民党、社民党、維新の会の公約などを紹介します。(前号で、民主党、共産党、生活の党、みんなの党について紹介) ※冒頭の太文字の一文は編集局でつけました。

自民党

国民を愚弄する公約

自民党は6月20日、「参議院選挙公約2013」を発表しました。これに対して朝日新聞は社説で「自民党公約 有権者を甘くみるな」と批判しています。まさに国民を愚弄する内容で、争点を隠し選挙後「白紙委任」とばかり国民犠牲の政治を強行する「危うさがつきまとう」ものです。

第一に、「消費税」について、来年4月からの増税税率引き上げを秋には決定するとしているのに、「全額、社会保障に使います」だけで、引き上げについては一切触れていません。また、社会保障改革も「国民会議の結果を踏まえて必要な見直しをする」としているだけで、具体的な記述はほとんどありません。国民に犠牲を強いる課題は有権者の支持を得られず、選挙に不利になるから記述していないとすれば、国民を愚弄するものです。

第二に、原発問題。6か月前の自民党公約は「原子力に依存しなくてもよい経済・社会構造の確立をめざす」としていたのが、今回は「地元自治体の理解が得られるよう最大限の努力をする」と、再稼働推進に踏み込んでいます。わずか6か月で180度の転換、国民を愚弄するものといわざるを得ません。

第三に、冒頭「3本の矢によって、日本を覆っていた暗く重い空気は一変した」と述べていますが、株価の乱高下をはじめアベノミクスの破綻が始まり、国民の生活は円安で厳しくなり、国の財政は借金が1千兆円に膨らんでおり、疑問を持たざるを得ません。公約では「目指す」が33回出ているそうですが、「日本は暗い空気が晴れて、明るくなった」と声を上げ、「目指す」内容が消費税増税、社会保障改悪、憲法改悪等の国民犠牲の政治ではないでしょうか。

第四に、憲法問題です。以下、詳細に報告します。



「安倍カラー」強く打ち出さず 憲法改正・集団的自衛権行使

自民党「憲法改正草案」に基づく憲法改正を掲げる

憲法問題では、下記の様に掲げています。

憲法は、国家の最高法規。まさに国の原点です。既に自民党は、現行憲法の全ての条項を見直し、時代の要請と新たな課題に対応できる「日本国憲法改正草案」を発表しています。憲法を、国民の手に取り戻します。

自民党「日本国憲法改正草案」(平成24年4月発表)の主な内容 ①前文では、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つの基本原理を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを表明しました。②天皇陛下は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であることを記し、国や地方公共団体主催行事へのご臨席など「公的行為」の規定を加えました。国旗・国歌・元号の規定も加えました。③自衛権を明記し、国防軍の設置、領土等の保全義務を規定しました。④家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定しました。⑤国による「環境保全」「在外邦人の保護」「犯罪被害者等への配慮」「教育環境整備」の義務を新たに規定しました。⑥内閣総理大臣の権限や権限代行を規定しました。⑦財政健全性の確保を規定しました。⑧地方自治の本旨を明らかにし、国及び地方自治体の協力関係を規定しました。⑨武力攻撃や大規模な自然災害などに対応するための「緊急事態条項」を新設しました。⑩憲法改正の発議要件を「衆参それぞれの過半数」に緩和し、主権者である国民が「国民投票」

を通じて憲法判断に参加する機会を得やすくしました。

自民党は、広く国民の理解を得つつ、「憲法改正原案」の国会提出を目指し、憲法改正に積極的に取り組んでいきます。

このように、昨年4月に発表した「日本国憲法改正草案」を国会に提出し、憲法改正をすすめるとしています。注目された96条については、改正草案に掲げたように発議要件を「過半数」にしています。この間の、安倍首相は公明党の一部が主張する9条など憲法の3原則にかかわる重要条項については現行の3分の2とし、他は過半数にすると改悪を検討している報道もありました。

しかし、この間の国民の「96条改悪反対」の大きな声に、安倍カラーを強く打ち出さず、総選挙と同様のレベルの「憲法改正原案」の国会提出を目指し、憲法改正に積極的に取り組んでいくとの表現に抑えたようです。しかし、消費税、社会保障と同様に、参議院選挙が終わったら、「白紙委任」を得たとばかり走り出すのではないのでしょうか。
(高橋)

社民党 第96条「改正」は強く反対

(2013 参議院選挙公約)

- 憲法改正の発議要件を緩和する第96「改正」は、立憲主義の本質を破壊するものであり強く反対します。
- 憲法審査会では改憲論の問題点を徹底迫及し、憲法をいかし実現するために全力で取り組みます。
- 日本国憲法の「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲法の保障する諸権利の実現を第一として、国民の生活再建に全力をあげます。
- 平和憲法の理念の実現をめざし、「平和基本法」を制定します。肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準に改編・縮小します。
- 武器輸出3原則」を厳格に守り、法制化を求めます。集団的自衛権の行使を可能とするための憲法解釈の変更に強く反対します。

日本維新の会 自衛隊を軍隊に 集団的自衛権行使容認

維新の会国会議員団が憲法調査会を開催し、憲法に対する基本的な方向性の論点をまとめました。

「他国の独立と主権を侵害する侵略戦争は行わない」とした上で、自衛隊を軍隊と位置づけ、集団的自衛権の行使を認めました。前文では、「諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」という部分を改め、国家の自立を目指す趣旨に書きかえる。また、首相公選制の導入を規定するほか、天皇を「象徴的元首」として国家の対外的な代表者として位置付けています。

(6月20日朝日新聞より)

//各地のとりくみ//

「憲法闘争を職場に！」「職場9条の会の活動再開を！」

北海道高教組は、道労連と連携し、職場に9条、97条の風を吹かせる「卓上憲法ミニのぼり」をつくりました。4000本ののぼりが職員室の机の上ではためくかわいい9条、97条を見るのが楽しみです。

「服務規律」がやかましい北海道教育委員会ですが教員には「憲法尊重擁護の義務」がありますので...

We love 憲法 北海道キャンペーン

ブログを立ち上げ、高校生、若者の声を集めています。

抽選で「憲法ミニのぼり」か図書カードプレゼント。

:「君の声を聞かせて！」

<http://t.co/jnAxVTXvMy>



**住民過半数突破！
憲法署名**

北海道深川市

深川市憲法改悪反対共同センターは、6月22日、署名11,541人に達し住民の過半数を突破しました。

04年5月3日から開始し4年後に有権者過半数を突破、今回9年2か月で住民過半数突破です。

憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！